



平成30年8月7日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣
(JASDAQ・コード7519)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 檀上 浜爾
電 話 0568-76-1050

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成30年7月24日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添資料：改善報告書


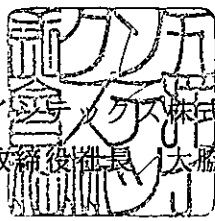
以上

改善報告書

平成30年8月7日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原幸一郎 殿

五洋インテグレーション株式会社
代表取締役社長 大脇功嗣



このたびの過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「過年度決算短信等」といいます。）の訂正の件について、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を掲載した改善報告書をここに提出いたします。



目次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 決算訂正の主な内容	3
② 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額	3
(2) 過年度決算を訂正するに至った経緯・原因	8
① 不適切な会計処理が発覚した経緯	8
② 第三者委員会の調査の目的、方法、範囲、期間	8
③ 不適切な会計処理の概要等	9
2. 改善措置	12
(1) 不適正開示の発生原因の分析	12
① 企業風土	12
② 権限分離体制・牽制機能の不全	12
③ 人員不足による組織的な管理機能の不全	13
(2) 再発防止に向けた改善措置	14
① コンプライアンスを重視した企業風土の形成とその浸透	14
② 相互牽制機能の強化を目的とした権限分離体制の再構築	16
③ 適切な内部統制の再構築	18
(3) 改善措置の実施スケジュール	21
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	22

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

① 決算訂正の主な内容

当社は、平成30年5月7日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」の開示のとおり、同日付で当社の過去に実施した新規事業の取引に関して、第三者委員会より調査報告書を受領し、複数の取引において不適切な会計処理が発生していた旨の指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、当社は、平成30年5月14日付「過年度の有価証券報告書、四半期報告書および決算短信等の訂正に関するお知らせ」及び平成30年6月4日付「平成30年3月期決算短信の公表ならびに過年度の決算短信等の訂正版の公表および過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」の開示のとおり、平成30年6月4日付にて過年度決算短信等の訂正を実施しました。

② 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額

平成30年6月4日付にて訂正した過年度決算短信等及び業績に及ぼす影響額については以下のとおりです。

【訂正した過年度決算短信等】

① 訂正を行った決算短信

平成27年3月期 決算短信（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成28年3月期 決算短信（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成29年3月期 決算短信（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

② 訂正を行った四半期決算短信

平成27年3月期 第3四半期決算短信（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

平成28年3月期 第1四半期決算短信（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成28年3月期 第2四半期決算短信（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

平成28年3月期 第3四半期決算短信（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

平成29年3月期 第1四半期決算短信（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

平成29年3月期 第2四半期決算短信（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

平成29年3月期 第3四半期決算短信（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

平成30年3月期 第1四半期決算短信（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

平成30年3月期 第2四半期決算短信（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

平成30年3月期 第3四半期決算短信（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

③ 訂正を行った有価証券報告書

第38期有価証券報告書（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

第39期有価証券報告書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

第40期有価証券報告書（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

④ 訂正を行った四半期報告書

- 第38期第3四半期報告書（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
- 第39期第1四半期報告書（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
- 第39期第2四半期報告書（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
- 第39期第3四半期報告書（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
- 第40期第1四半期報告書（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
- 第40期第2四半期報告書（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
- 第40期第3四半期報告書（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）
- 第41期第1四半期報告書（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
- 第41期第2四半期報告書（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
- 第41期第3四半期報告書（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）

【過年度決算短信等の訂正が業績に及ぼす影響額】

【平成 27 年 3 月期】

(単位：百万円)

期間	項目	連結		
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)
第 3 四半期	売上高	953	897	△ 55
	営業利益	△ 106	△ 116	△ 9
	経常利益	△ 119	△ 128	△ 9
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 126	△ 135	△ 9
	総資産	1,331	1,321	△ 10
	純資産	556	547	△ 9
通期	売上高	1,597	1,323	△ 273
	営業利益	△ 70	△ 90	△ 20
	経常利益	△ 85	△ 105	△ 20
	親会社株主に帰属する当期純利益	△ 90	△ 111	△ 20
	総資産	1,474	1,443	△ 31
	純資産	615	594	△ 20

【平成 28 年 3 月期】

(単位：百万
円)

期間	項目	連結		
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)
第 1 四半期	売上高	341	291	△ 50
	営業利益	△ 27	△ 30	△ 2
	経常利益	△ 30	△ 34	△ 3
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 32	△ 36	△ 3
	総資産	1,409	1,375	△ 34
	純資産	607	583	△ 24
第 2 四半期	売上高	777	669	△ 107
	営業利益	△ 87	△ 41	46
	経常利益	△ 96	△ 102	△ 6
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 101	△ 107	△ 6
	総資産	1,341	1,313	△ 28
	純資産	538	512	△ 26
第 3 四半期	売上高	1,175	1,031	△ 143
	営業利益	△ 97	△ 54	43
	経常利益	△ 116	△ 123	△ 6
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 124	△ 130	△ 6
	総資産	1,447	1,438	△ 8
	純資産	690	664	△ 26
通期	売上高	1,648	1,496	△ 152
	営業利益	3	△ 5	△ 8
	経常利益	△ 76	△ 81	△ 4
	親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 86	△ 90	△ 4
	総資産	1,487	1,487	-
	純資産	721	696	△ 24

【平成 29 年 3 月期】

(単位：百万
円)

期間	項目	連結		
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)
第 1 四半期	売上高	464	464	-
	営業利益	△ 67	△ 67	-
	経常利益	△ 64	△ 65	△ 0
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 54	△ 55	△ 0
	総資産	1,802	1,802	-
	純資産	793	768	△ 25
第 2 四半期	売上高	1,021	1,021	-
	営業利益	△ 73	△ 51	21
	経常利益	△ 71	△ 46	24
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 53	△ 28	24
	総資産	1,777	1,777	-
	純資産	797	797	0
第 3 四半期	売上高	1,520	1,520	-
	営業利益	△ 100	△ 78	21
	経常利益	△ 104	△ 79	24
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△ 93	△ 68	24
	総資産	1,744	1,744	-
	純資産	763	763	0
通期	売上高	2,164	2,164	-
	営業利益	△ 22	△ 0	21
	経常利益	△ 27	△ 2	24
	親会社株主に帰属する 当期純利益	△ 24	0	24
	総資産	1,836	1,836	-
	純資産	828	828	0

【平成 30 年 3 月期】

(単位：百万
円)

期間	項目	連結		
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)
第 1 四半期	売上高	415	415	-
	営業利益	△ 112	△ 112	-
	経常利益	△ 139	△ 139	-
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 141	△ 141	-
	総資産	2,081	2,081	-
	純資産	1,140	1,140	0
第 2 四半期	売上高	900	900	-
	営業利益	△ 178	△ 178	-
	経常利益	△ 212	△ 212	-
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 222	△ 222	-
	総資産	2,040	2,040	-
	純資産	1,059	1,059	0
第 3 四半期	売上高	1,291	1,291	-
	営業利益	△ 183	△ 183	-
	経常利益	△ 218	△ 218	-
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△ 172	△ 172	-
	総資産	1,659	1,659	0
	純資産	1,110	1,110	0

(2) 過年度決算を訂正するに至った経緯・原因

① 不適切な会計処理が発覚した経緯

当社は、外部通報により、過去4期（平成27年3月期から平成30年3月期第3四半期累計まで）に新規事業として行ったタブレット端末の販売、太陽光パネルなどの販売及びその他の新規事業に関する売上計上の妥当性についての疑義に関する指摘を受けたため、平成30年3月27日に第三者委員会を設置のうえ調査を行い、主に以下の事実に関して過年度の決算について会計処理を訂正すべきとの指摘を受けました。

- ・ 平成27年3月に売上を計上したタブレット端末の販売にかかる取引に関して、当社は、当社の弁護士を通じた調査により架空取引であることを認識し、平成28年3月に当該取引について貸倒引当金を計上しましたが、その時点で売上及び売上原価を取り消すべきであったとの指摘
- ・ 平成26年12月から平成28年1月までの期間に売上を計上した太陽光パネルの販売にかかる取引に関して、当社が主体的に販売及び仕入を行った取引ではなく企業会計上の営業取引とは認められないことから、売上及び売上原価を取り消すべきであったとの指摘

これらの指摘を受け、当社は、平成27年3月期第3四半期以降に提出・公表した有価証券報告書及び四半期報告書、並びに、決算短信及び四半期決算短信について訂正を要する事項があると認め、当社の会計監査人である監査法人コスモスと協議のうえ、過年度の決算を訂正しております。

② 第三者委員会の調査の目的、方法、範囲、期間

a. 第三者委員会の構成

企業法務及び会計に関する相当程度の知見を有する専門家であり、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士にて構成されております。

委員長：弁護士 藤村厚夫（藤村法律事務所）

委員：公認会計士 久保田寛志（そうせい監査法人）

委員：公認会計士 菊池慎太郎（そうせい監査法人）

委員：弁護士 岡田奉典（シティ法律事務所）

b. 調査の目的

- ・ 事実関係及び問題点の調査分析
- ・ 会計処理の調査分析
- ・ 第三者委員会が調査の過程において必要と認める一切の事項及び行為

c. 調査の方法

- ・ 関連する契約書その他の書類、会計帳簿その他の決算関係書類、メールその他の関連資料等の収集、分析及び検討
- ・ 関係資料を精査の上各取引についてヒアリングを行うべき関係者の選定
- ・ 当社代表取締役社長、当社取締役管理部長（当時）、当社相談役、取引に関与した

仕入先代表取締役、販売先代表取締役へのヒアリング

d. 調査の範囲

平成27年3月期から平成30年3月期第3四半期累計期間まで

e. 調査の期間

平成30年3月24日から平成30年5月7日まで

③ 不適切な会計処理の概要等

第三者委員会の調査により不適切な会計処理と判断された取引は次のa乃至fの取引になります。

当該取引は、当社が実施した株式等の第三者割当において協力のあった当社相談役のT氏から当社代表取締役社長の大脇及び管理部門担当であり新規事業部門を兼任していたK取締役（当時、以下「前取締役管理部長」といいます。）が紹介を受けた取引であり、K取締役は、その後新規事業の担当者として関与しておりました。

T氏は、平成22年10月頃、経営コンサルタント会社であったF社（平成22年5月にアドバイザー契約を締結）代表取締役から、F社の顧問である人物として紹介を受け、当社の資金調達に関するアドバイスを受けておりました。その後、F社とのアドバイザー契約は解消しましたが、当社としては、その後もT氏の経営への助言が必要との判断から、平成23年5月にT氏が代表者を務めるE社との間で、営業提案・新規事業進出・事業成長に関する案件の提案についての助言実行支援を目的とした業務委託契約を締結し、T氏は当社の相談役に就任いたしました（平成30年7月31日付で契約解除）。

a. 太陽光パネル販売関連の取引

（取引の概要）

- ・ 相談役から紹介を受けたM氏（その後当社の取締役に就任）が経営する企業から太陽光パネルを仕入れ、M氏が代表を務める別の企業へ販売する取引

（第三者委員会の調査により判明した事実）

- ・ 自ら仕入先の選定を行っていない
- ・ 在庫のリスクを持たない
- ・ 発注書、納品書、請求書等の証憑類の多くを取引実行時でなく会計監査時にバックデートで作成
- ・ その他の同様の取引についても実質的にはM氏が支配していること

（訂正した会計処理の内容）

- ・ 取引先開拓の営業活動の実施や在庫リスクを負った取引でないため、当社が商流に加わる合理性が認められず、売上及び売上原価の取り消し

b. エステ商材等の仕入・販売にかかる取引

（取引の概要）

- ・ 中国の商材会社からエステ商材等を仕入れ、化粧品卸売業を営む企業に販売する取引
(第三者委員会の調査により判明した事実)
 - ・ 仕入先からの請求書や納品書が発行されておらず、振込先情報、送金額情報を入手して送金
 - ・ 商品の検収及び納品を実施していない
(訂正した会計処理の内容)
 - ・ 取引先開拓などの営業活動行為や在庫リスク負担などの当事者取引の要件を満たさず、既に完結していた商流に加わっていたにすぎないため、売上の表示を総額から純額に変更
- c. リフォーム関係の取引
(取引の概要)
- ・ リフォーム業者への中古物件の購入資金を貸借し、当該中古物件の販売後に配当金を受け取る取引
 - ・ 当該中古物件のリフォーム工事を請け負い、下請先に発注する取引
(第三者委員会の調査により判明した事実)
 - ・ 下請先への工事の発注の請負契約書が締結されていない
 - ・ 受発注書等の証憑が存在しない
 - ・ 物件の工事立ち合いから完成確認を自ら行っていない
(訂正した会計処理の概要)
 - ・ 売上高に計上した配当金を営業外取引に計上
 - ・ 当社が主体となって取引に参画したとはいえ、売上の表示を総額から純額に変更
- d. 焼肉店内装工事及び店内什器・家具の仕入・販売にかかる取引
(取引の概要)
- ・ 南青山の焼肉店の内装工事を請け負い、下請先に発注する取引
 - ・ 当該内装工事の下請発注先から店内什器等を仕入れ、内装工事の発注元に販売する取引
(第三者委員会の調査により判明した事実)
 - ・ 下請先との間では工事の発注の請負契約書を締結しているものの、発注元との間で請負契約書が締結されていない
 - ・ 物件の完成確認を自ら行っていない
 - ・ 店内什器等は下請工事の発注先が既に選定済み
(訂正した会計処理の概要)
 - ・ 当社が主体となって取引に参画したとはいえ、売上の表示を総額から純額に変更
- e. 家電の仕入・販売にかかる取引
(取引の概要)

- ・ 相談役から紹介を受けたプラスチックリサイクルを主たる事業とする企業から家電を仕入れ、別の企業に販売する取引
(第三者委員会の調査により判明した事実)
- ・ 物品受領証は存在するものの、家電の現物を自ら確認していない
- ・ 家電の価格決定を自ら行っておらず、貸倒リスクや在庫リスクの負担がない
(訂正した会計処理の内容)
- ・ 当社が主体となって取引に参画したとはいえ、売上の表示を総額から純額に変更

f. タブレット端末の仕入・販売にかかる取引

(取引の概要)

- ・ 相談役から紹介を受けた企業が仕入れたタブレット端末（仕入代金の半額を当社が負担）を当社が仕入れ、同社が開拓した企業に販売する取引
- ・ その後、販売代金の入金がないことから取引の实在性について販売先に確認したところ、取引の事実が否定され、平成28年3月に架空取引であることが判明（貸倒引当金を計上）

(第三者委員会の調査により判明した事実)

- ・ 取引実態の確認を怠りタブレット端末の現物の確認等をしていない
(訂正した会計処理の内容)
- ・ 当初より営業取引とは認められず、架空取引と判明した時点での貸倒引当金の計上を取り消し、売上高及び売上原価自体を取り消す

以上により、上記a乃至fの各取引に関して過年度の決算を下記のとおり訂正しております。

訂正期	項目	a	b	c	d	e	f
平成27年 3月期	売上高	△211	△9				△53
	営業利益	△18	-				△2
	経常利益	△18	△0				△2
	当期純利益	△18	△0				△2
平成28年 3月期	売上高	△119		△3	△11	△19	
	営業利益	△6		△1	△0	△0	
	経常利益	△3		△1	△0	△0	
	当期純利益	△3		△1	△0	△0	
平成29年 3月期	売上高	-					
	営業利益	22					
	経常利益	25					
	当期純利益	24					

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

① 企業風土

a. 事業計画達成に対するプレッシャー

当社は、カーテンを中心とした室内装飾品関連の販売及び卸しを主な事業としておりますが、カーテン事業での業績が伸び悩むなか、株式等の第三者割当によって資金調達を図るとともに、次の事業の柱となる新規事業の開拓を行っていました。

このような経営環境下において、第三者割当の割当先選定に関与した相談役並びに代表取締役社長及び前取締役管理部長をはじめとする役職員は、第三者割当の追加出資者の期待に応え、また株式市場での評価を得ることが必要との意識があり、これが、事業計画のプレッシャーとして存在していました。

このような状況において、当社では、相談役から持ち込まれる様々な新規事業について、その妥当性等の検討よりも、取引開始の機会を逸失しないことが優先され、その事業提案を断ることが困難な状況が生じていました。

b. 新規事業の計画達成の可否・リスクに関する検討する意識の欠如

当社では、新規事業へ進出するにあたって、通常であれば行われるべきである事業の妥当性評価や、事業計画の策定及び審議が十分に行われていませんでした。

本来、自社の経営陣によって、事業そのものへの知見を高め、ノウハウを蓄積させたうえで事業計画の策定、計画達成の可否やリスクの検討をすべきところ、主に新規事業を推進する立場であった当社代表取締役社長や当社前取締役管理部長が、新規事業の提案者である相談役の知見等に全幅の信頼をおいており、事業リスク等に関して取締役会等において検討することが必要であるとの意識が欠如していたことが、不適切な会計処理の発生の要因のひとつと考えられます。

c. コンプライアンスを重視する企業風土の欠如

当社では、新規事業の実行にあたり、取締役会で十分な検討がなされず、また、取引関連書類の適切な作成や保管、新規事業にかかる十分な内部統制体制の構築や適切な人員補充が行われないという状況が生じていました。

これらの背景には、新規事業を主導している代表取締役社長及び前取締役管理部長が資金調達や新規事業開拓の中心的人物であった相談役へ安易に依拠していたことによる取締役会の軽視、また、その他の取締役において、他者の管掌部門や外部登用役員からの提案に対する積極的な関与意識の欠如、さらには当社の経営を担う取締役会全体における職責を果たすためのコンプライアンス意識の欠如が存在していました。

② 権限分離体制・牽制機能の不全

a. 適切な決裁手続きの不備、取締役会・監査役会での検討不十分

当社では、新規事業実施の意思決定は、本来取締役会決議が必要であるものの、これが適切に行われず、代表取締役社長又は前取締役管理部長からその他の取締役・監査役

等への口頭報告で了解を得られたものと安易に認識し、代表取締役社長による稟議決裁、又は形式的な取締役会決議のみを経て行われるケースが存在していました。

このように、当社においては、本来内部統制のトップである代表取締役社長自身やそれらを管理すべき前取締役管理部長が取引の実行を優先し、適切な決裁権限手続きを順守していないという内部統制上の重大な不備が存在していました。さらに、このような不備について、その他の取締役から決裁無効との指摘が行われることはありませんでした。

この背景には、当社取締役全体に、適切な決裁権限に対する理解の欠如があり、これが不適切な会計処理の発生に繋がった要因のひとつと考えられます。

また、かかる状況では、監査役会に対しても、十分な情報提供がなされず、経営監視機能が十分に発揮できておりませんでした。

b. 監査役・内部監査室からの指摘への対応の不備

当社の監査役会及び内部監査室は、新規事業開始の決定が、適切な取締役会決議を経ずに開始されている事例が存在していることを認識した後、今後は、規程に従って取締役会での十分な審議を経る必要がある旨を指摘しました。また、前取締役管理部長が新規事業部門を兼務しており、部門間における内部牽制の機能がない状況を是正すべきとの指摘をしました。

しかしながら、これらの指摘に対し、代表取締役社長は、慢性的な人員不足等を理由に兼務解消のための組織再編などの十分な是正措置を怠り講じることはなく、これが不適切な会計処理の発生に繋がった要因のひとつと考えられます。

③ 人員不足による組織的な管理機能と業務処理統制の不全

a. 新規事業における管理体制の不備

当社では、主に新規事業を推進する立場であった代表取締役社長及び前取締役管理部長においても新規事業の事業実態を適切に理解することの必要性に対する認識が欠如しており、当該事業に関する知見及びノウハウが不十分であったことから、外部の取引の関係者等を取締役に迎える人事を断行していました。

その結果、外部から招聘した当該取締役に事業推進を依拠することとなり、組織的な営業体制を構築できず、全社的に事業実態を把握することができていませんでした。

また、カーテン事業については、内部監査部門としても事業への知見及びノウハウが蓄積されていたため、問題等に関して内部統制委員会へ付議したうえで監査役会へ情報が共有され、ボトムアップで未然防止や牽制を図ることが可能でしたが、新規事業の取引実態を把握している役職員が不在であったことから、牽制部門へ共有すべき情報の取捨選択が行えず、新規事業に対する牽制部門の体制が形骸化していました。

これらの新規事業の理解不足からなる体制の不備が、不適切な会計処理の発生に繋がった要因のひとつと考えられます。

b. 取引関係書類の作成・保管に関する統制の不備

当社の本業であるカーテン事業では、担当支店等による取引関係書類等の備置、関係部署での情報共有が行われ、取引関連証票等についても複数人の確認が実施されています。しかしながら、新規事業では、人員不足を原因として、前取締役管理部長のみが取引関係書類等の作成及び保管を行っており、適切な社内チェックを経ることがありませんでした。

また、各部門が不正や違法行為を未然に防ぎ、適切な財務諸表作成のため、各部門の責任者によって作成されていた内部統制自己点検報告書についても、新規事業については前取締役管理部長自らが作成し点検するという状態に陥っており、取引関係書類に対して適切な社内チェックを経られていませんでした。

このように、担当取締役にのみ依拠する業務処理統制の不備が、取引関係書類を取引実行時ではなく会計監査時に事後に関係者から取寄せる行為や証憑類のバックデート作成などの行為を可能とし、不適切な会計処理の発生に繋がったひとつの要因と考えられます。

c. 経理体制の不備・会計処理の知識不足

当社の経理部門は、新規事業について、前掲a.のとおり、前取締役管理部長の起票に基づいて会計処理を行っていました。

経理部門においては、本来各取引の性質を勘案し、会計処理の選択について十分な検討をすべきところ、人員不足及び新規事業に対する理解不足のため、既存のカーテン事業において一部採用している会計処理を安易に新規事業に対しても採用する会計処理が行われるとともに、各会計処理の妥当性等について会計監査人と十分なコミュニケーションを図られることはありませんでした。これらが、会計処理の誤りを発見する機会を逸失させ、不適切な会計処理の発生に繋がった要因のひとつと考えられます。

また、当社では、それぞれの新規事業にかかる取引実行当時において、会計処理の専門知識を有する社外監査役が就任していましたが、経理部門だけでなく前取締役管理部長以外の取締役、監査役においても各会計処理が不適切であることについて指摘を受けることはありませんでした。

これについては、事業の実態等に関して取締役会や監査役会に適切な報告を怠っていたことが、専門家からの指摘の機会を逸失させ、不適切な会計処理の発生に繋がった要因のひとつと考えられます。

(2) 再発防止に向けた改善措置

① コンプライアンスを重視した企業風土の形成とその浸透（前記(1)①に対応）

a. 新規事業の計画達成の可否・リスクに関する検討

当社グループでは、主たる事業であるカーテンを中心とした室内装飾品関連の販売及び卸し以外に、平成29年7月に、新規事業として株式会社キュアリサーチを子会社として設立し、遺伝子解析検査・医療機関向け事務代行等の事業を行っています。

そこで、主たる事業以外である子会社の事業への取組み意義、事業成長性、計画の妥当性、事業リスク、相乗効果等について適切に把握するために、以下の改善措置を実施いたします。

- ・ 当社から取締役として派遣している当社代表取締役社長が、子会社にて毎月開催される取締役会へ出席し、子会社の事業計画の達成状況を把握するための試算表等の資料を入手する
- ・ 当社代表取締役社長が入手した資料については、当社の取締役会及び監査役会の開催3日前までに資料を提供したうえで情報共有し、各会議体において事業計画の達成状況や事業リスクを審議する
- ・ 子会社の事業リスクの早期発見のため、当社内部監査室において子会社の業務フローについて見直しのうえ新たな業務フローを平成30年11月までに作成し、運用状況を四半期ごとにチェックする
- ・ 子会社の事業計画の達成状況や事業上のリスクについては、今後毎月開催する会計監査人と当社の取締役、監査役及び内部監査室との各会議体において、想定されるリスク認識を図り事前相談を行う

また、当社は平成30年5月に新規事業部を廃止していますが、仮に、今後、新規事業に進出する際には以下の改善策を実施いたします。

- ・ 進出分野の専門家によるデュー・デリジェンスの実施を必須事項とする
- ・ デュー・デリジェンスによる事業評価に基づき、事業リスク等を洗い出したうえで事業の進出への妥当性を評価し、事業計画を策定する
- ・ 策定された事業計画は、取締役会での審議を経て決定する

b. コンプライアンスを重視する企業風土の形成

経営者自らが上場会社に求められる法令その他のルールを理解し、法令遵守に努め、コンプライアンスを重視する企業風土を、取締役会、監査役会を主体に醸成していくため、以下の改善措置を実施いたします。

- ・ 取締役会の軽視や形骸化を防ぐため、改訂した職務権限規程（後掲②a. 参照）について、取締役や各部門長に対して説明会を開催し、決裁権限の十分な理解を促進する
- ・ 経営課題のリストを内部統制委員会が作成し、全社的な共有を図る
- ・ 取締役の東京証券取引所等の法令遵守の研修、外部セミナー・講師によるコンプライアンス研修を受講（年間2回を予定）など

また、不祥事が発生した場合におきましては、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 内部監査室を中心とした内部統制委員会¹におきまして、速やかにその概要を把握するべく初動調査を行い、その後必要に応じて調査委員会を立ち上げるなど、上場

¹ 内部統制委員会については P. 23 の【参考資料：当社の組織図及び会議体】を参照

企業として責任ある対応を執る

- ・ 判明した事態の経過・対応方針・再発防止等については明確な説明を開示により行い、事実関係を精査したうえで、平成30年10月までに新設する懲罰規程に基づき、内部統制委員会において関係者の処分を審議し、取締役会で決議のうえすみやかに実施する

なお、このたびの不適切な会計処理に至った責任として、全取締役及び監査役の報酬を平成30年6月から3ヶ月の間20%カットするとともに、担当者として関与した前取締役管理部長については、平成30年7月31日付をもって取締役を辞任しています。

今後実施する当社役員及び社員への処分についてもあらたに作成する懲罰規程に基づき厳正に実施いたします。

また、新任取締役の選任につきましては、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 事前に監査役会に対して新任取締役候補者の属性情報を調査し、その情報を提供したうえで、意見・賛同を得る
- ・ 独立性の観点から、当社の主要な取引先もしくはその関係者である人材については、選任を控える

② 相互牽制機能の強化を目的とした権限分離体制の再構築（前記(1)②に対応）

a. 取締役による牽制機能の強化

従来、職務権限規程において定められていた新規事業部にかかる職務事項は、事業計画の作成、年間500万円以上の取引、個別案件一件あたり200万円以上の取引が取締役会決議の対象となっていました。

しかしながら、新規事業の取引について、本来取締役会決議事項であったにもかかわらず、代表取締役社長決裁のみで新規事業が開始されており、決裁権限を逸脱した行為が見受けられたことから、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 現行の職務権限規程における新規事業にかかる職務事項等について、代表取締役社長による単独決裁を牽制するために取引金額に応じて他の役員の承認を必要とする等の決裁ルートの改訂を中心とした稟議決裁項目・取締役会付議項目等権限の見直しを平成30年10月までに実施
- ・ 後掲c.において監査役から報告を受けた後、取締役会は、その処分や再発防止について審議・検討する
- ・ 顧問や相談役等の第三者からの意見により経営が左右されることのないよう、新規事業の提案者であった相談役と当社グループとの間の契約を解除する（平成30年7月31日付で解除済み）

また、代表取締役社長を牽制する機能については、監査役会による経営の監視に加えて、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 代表取締役社長決裁事案の起票と入出金について、前取締役管理部長が自ら行っていた体制をあらため、担当者が作成し、各部門長が承認した入出金資料を管理担当

取締役が二重に確認する

- ・ 確認の過程で当該入出金の妥当性について検証が必要な事項の基準を設け、管理担当取締役はその基準に基づき担当部署に確認を行う
- ・ 管理担当取締役が確認した結果については、確認結果の一覧を証跡として残し、その一覧は内部監査室及び常勤監査役に共有する

b. 社外取締役による牽制機能の強化

社外取締役においては、代表取締役社長及び取締役の職務執行状況について監理・監督の役割を担うとともに、経営方針や経営改善についてその知見に基づき、会社の企業価値の向上を図る観点から、事業への取組みに対して十分な意見と指摘をする役割が求められていますが、当社においては、社外取締役がその役割を発揮するための十分な情報提供ができていなかったため、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 管理担当取締役は、取締役会とは別に社外取締役に事業状況あるいは経営課題等について月次で報告を行う
- ・ 取締役会資料は、開催3日前までに社外取締役に招集通知とともに送付する

c. 監査役による牽制機能の強化

監査役会への経営課題等の情報提供が十分になされていなかった事態に鑑み、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 後掲 d. において確認された決裁権限の不備の報告を内部監査室から受けた常勤監査役は、定例の監査役会でその情報を共有し、定例の月次取締役会で報告する
- ・ 不備が発生していた場合には、部門への処分等について監査役会において検討し、その結果についても定例の月次取締役会で報告する
- ・ 管理担当取締役から常勤監査役に対し、経営状況及び報告を月次で実施する
- ・ 常勤監査役の営業会議・内部統制会議・予算会議への出席
- ・ 監査役としての果たすべき役割や責任のあり方への見識を高めるため、監査役協会へのすみやかな加入

d. 内部監査室による牽制機能の強化

内部監査室の監査の実効性を高めるため、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 公認会計士資格及び税理士資格を有する外部の専門家との間で、決算業務にかかる支援と内部統制構築に関することを業務とする業務委託契約を締結（平成30年7月23日付で締結済み）
- ・ 当該専門家と協働で、内部監査規程・業務フローにおける不正リスクへの対応に必要な事項の洗い出しを平成30年11月までに実施する
- ・ 監査スケジュールの遵守
- ・ 決裁権限の不備の有無について、取締役会付議議案の一覧や稟議一覧を内部監査室が週次で確認し、不備が認められた場合には記録を残すとともに、直ちに取引内容等を付議・申請者に再確認するよう命じたうえで適切な決裁を施す。また、その結

果については常勤監査役に報告する

- ・ 管理部門における、会計監査時まで証憑等を取りそろえておけばよいといった風潮をあらためるため、内部監査室は、取引の証憑等の確認を毎月実施する
- ・ 内部監査室は、代表取締役社長及び常勤監査役に監査スケジュールに基づき実施された内部監査結果を報告書に取りまとめたうえで逐次報告する
- ・ 報告を受けた代表取締役社長及び常勤監査役は、報告書の内容や指摘事項をすべて取締役会及び監査役会に提供・報告する

e. 取締役、監査役、内部監査室、会計監査人の連携の強化

取締役、監査役、内部監査室は会計監査人とのそれぞれの情報連携が不足していたため、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 財務会計に関する問題点や内部統制に関する焦点、不正につながる事項等について積極的に意見交換や情報交換のため、会計監査人と代表取締役社長及び管理担当取締役との間で月次で会議を開催する
- ・ 上記の会議において協議された内容について、代表取締役社長及び管理担当取締役は取締役会、監査役会、営業会議及び内部統制会議に共有する
- ・ 現状の課題認識等についての意見交換のため、会計監査人と常勤監査役、内部監査室の間でも、これまでの四半期ごとに限らず、月次で会議を開催し、常勤監査役及び内部監査室は、その際に検討された課題等を取締役会・監査役会・内部統制会議等において共有する

③ 適切な内部統制の再構築（前記(1)③に対応）

a. 管理部門の体制の再構築・会計知識の蓄積

管理部門による適切な内部統制の構築のため、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 管理部門の慢性的な人材不足を解消するため、経理及び総務の各責任者の採用活動を継続する
- ・ 管理担当取締役が部門間における業務内容を適切に把握するため、部門間で相互に関連する業務が発生した場合には、各担当者が相互に取引関係書類の確認を行い、その確認結果を含めて稟議申請する
- ・ 経理部門の人員不足により発生していた会計処理のセルフチェックを防止するため、管理担当取締役による再検を徹底し、チェックの状況を証跡に保管する
- ・ 各人員のスキルアップを目的として、会計・税務等の書籍を継続購読する
- ・ 効果的な外部研修を定期的に通講するよう促し、内部の人材育成に努める
- ・ 経理体制の強化及び知識向上を目的として、平成30年7月から公認会計士資格及び税理士資格を有する外部の専門家に毎月定期的に訪問してもらい、会計の指導を受ける

b. 子会社管理体制の再構築による管理・牽制機能の強化

新規事業として開始いたしました既存子会社への適切な管理体制を構築するために、

以下の改善策を実施いたします。

- ・ 子会社の取締役役に就任している当社代表取締役社長と、子会社の監査役に就任している当社社外取締役の重要な子会社会議体への出席と取締役会への出席に加え、日常業務における点検のため、毎月当社の管理担当取締役による子会社の決裁書類の閲覧・確認を行う
- ・ 社外取締役及び監査役の子会社の経営状況の把握のため、子会社の代表取締役社長は、当社の月次の定例取締役会に出席して、経営状況の報告を行う
- ・ 平成30年11月までに、内部監査室による関係会社管理規程及び子会社の職務権限規程の内容を洗い出し、必要に応じて親会社である当社の承認を要する旨の規程の改訂を実施する
- ・ 子会社の業績は、今後の医療技術の革新や法令等により大きく左右されることが想定されるため、当社取締役会による承認が必要な場合には、医療分野の外部の専門化に事業の成長性・リスクに関する意見を求めることを必須事項とする
- ・ 企業統治に関する十分な知見及び経験を有しているかの確認のため、子会社における役員人事については、履歴書・職務経歴書を詳細に記載した書面を求める
- ・ 人材の招聘については、当社グループとの利害関係の有無や紹介者との関係について取締役会において精査する

c. リスクが高いと認識される内部統制項目への対応

主たる事業の業績低迷が継続していた経営環境下において、業績へのプレッシャーから内部統制のコントロールが効かなかつたことを踏まえ、高リスクの内部統制項目への継続的な確認のため、以下の改善策を実施いたします。

- ・ 新規事業・既存事業にかかわらず、通常の契約条件や決済方法と異なる取引、複雑な会計処理が新たに必要となる取引等、イレギュラーな取引が発生した場合には、追加的に個別評価の対象としてリスト化する
- ・ 内部監査室において、イレギュラーな取引を監視するためのチェックリストを平成30年11月までに作成し、チェック対象となった取引については内部監査室から該当する部門に対して月次で取引状況についてのヒアリングを行い、業務プロセスの検証を行う
- ・ 内部監査室による毎月の業務プロセスの検証の結果、問題点を認識した場合には、その内容を内部統制委員会に付議し、同委員会において対応策を協議し実行する
- ・ 各部門から提出される内部統制自己点検報告書は、部門長に加えて、内部監査室及び代表取締役社長においても点検する

d. 内部統制報告制度における文書化及び評価体制の見直し

当社では、内部統制報告制度導入当初に作成したリスクと統制の対応表を基に、整備状況の評価と運用状況の評価を実施していますが、それらの評価方法については、依然として事業規模が小規模で比較的簡素な組織構造であることを想定して作成されています。そのため、現在乃至今後の事業形態に即した評価方法を構築するため、以下の改善

策を実施いたします。

- ・ 特に重要なリスクを特定するため、会計監査人と協議し、内部統制報告制度にかかる各プロセスを平成30年11月までに見直す
 - ・ 内部統制委員会は、委員会において会計監査人と適切な連携を図ることが必要と判断された場合には、適宜その内容を会計監査人に連携し、会計監査上のリスク情報の共有を行う
- なお、現時点において共有すべきリスク情報については未定であり、平成30年11月までに前掲までの改善策において抽出された情報を取りまとめ、基準を作成する

e. 取引関係書類等の社内でのチェック体制の整備

社内チェック体制の再構築を行うため、以下の点に留意した業務フローの改善策を実施いたします。また、改善した業務フローは、適切に文書化して、厳格に運用いたします。

各書類等については、窓口となる部門の担当者において書類を作成し、所属長が作成された書類のチェックをいたします。なお、当社の社印が必要となる書類については管理部が押印申請に基づき押印をし、押印簿による管理を行います。

- ・ 取引に関連して会社で作成する書類（見積書・注文書、請求書等）は、社外に提示する前に、必ず作成者以外のチェック・承認を必要とする業務フローとする
- ・ 取引に関連して社外から受け入れた関連資料（契約書・見積書・納品書・請求書・注文書・受領書または検収書等）は、必ず社内に関連資料との整合性をチェックし、保管する業務フローとする
- ・ 売上や仕入計上の根拠となる取引関連書類（納品書・受領書・検収書・工事完了報告書等）については、特に慎重な対応が必要であり、物品の受け渡しやサービスの確実な履行を確認できる業務フローとする
- ・ 各取引関係書類は、取引の流れに従って作成または受領されるよう、取引の流れと整合しない取引関係書類を異常項目として検知でき、異常の場合は即刻中止のアクションを起こせる業務フローとする
- ・ 各取引関係書類は、取引の流れに従って適切な発行者から入手されたものであるかどうかを確認できる（担当者以外がチェックする）業務フローとする
- ・ 各取引関係書類は、原則として原本確認を必要とする業務フローとする
- ・ 銀行での送金手続きは、送金データの作成者は必ず作成者以外の承認後に実行される業務フローとする

f. 取引関係書類の保管に関する内部統制の整備

- ・ 取引関係書類は、原本または適切なチェックを経た副本（控え）を各部門において所属長がチェックし整理のうえ保管する
- ・ 所属長のチェックの結果については、内部監査室が月次で確認を行う

(3) 改善措置の実施スケジュール

(2)において策定された改善策の実施スケジュールは下記のとおりであり、その運用状況は、内部監査室が確認いたします。

→ 施策検討・整備 ⇒ 運用及び継続的改善

No.	改善措置	措置項目	平成 31 年 3 月期～平成 32 年 3 月期											
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
①	コンプライアンスを重視した企業風土の形成とその浸透	a. 新規事業の計画達成の可否・リスクに関する検討	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		b. コンプライアンスを重視する企業風土の形成	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
②	相互牽制機能の強化を目的とした権限分離体制の再構築	a. 取締役による牽制機能の強化	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		b. 社外取締役による牽制機能の強化	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		c. 監査役による牽制機能の強化	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		d. 内部監査室による牽制機能の強化	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		e. 取締役、監査役、内部監査室、会計監査人の連携の強化	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
③	適切な内部統制の再構築	a. 管理部門の体制の再構築・会計知識の蓄積	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		b. 子会社管理体制の再構築による管理・牽制機能の強化	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		c. リスクが高いと認識される内部統制項目への対応	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		d. 内部統制報告制度における文書化及び評価体制の見直し	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		e. 取引関係書類等の社内でのチェック体制の整備	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		f. 取引関係書類の保管に関する内部統制の整備	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

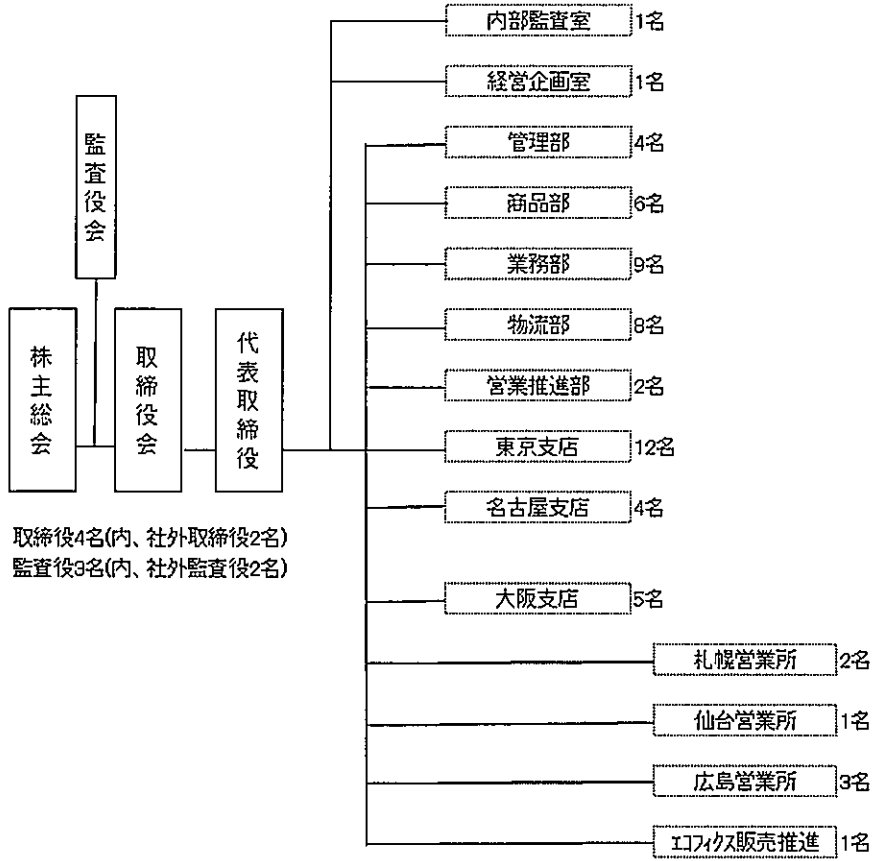
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの新規事業における不適切な会計処理により、過去4期（平成27年3月期から平成30年3月期第3四半期累計まで）の決算数値を訂正するとともに、平成30年3月期における決算発表を遅延させたことにより、株主・投資家の皆様をはじめとしたすべての利害関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、株式市場の信頼を損なう結果となりましたことを役員一同、心より深くお詫び申し上げます。

今回の事態の根本原因につきまして代表取締役及び取締役一同並びに関係者が猛省していくとともに、今後は二度とこのような事態を生じさせることがないように、本報告書でご説明申し上げました「再発防止に向けた改善措置」を不退転の決意のもと、全社一丸となって着実に遂行し、内部管理体制の強化を図り信頼の回復に取り組んでまいります。

以上

【参考資料：当社の組織図及び会議体】
 (現状の組織図)



(現状の会議体)

会議体名	開催頻度	出席者
営業会議	毎月1回	役員（社外除く）・各支店長・各営業所長・各部門長・内部監査室
内部統制委員会	毎月1回	役員（社外除く）・各部門長・内部監査室
予算会議	毎月1回	役員（社外除く）・各部門長・内部監査室

(改善策策定後の会議体)

会議体名	開催頻度	出席者
営業会議	毎月1回	役員（社外除く）・各支店長・各営業所長・各部門長・内部監査室
内部統制委員会	毎月1回	役員（社外除く）・各部門長・内部監査室
予算会議	毎月1回	役員（社外除く）・各部門長・内部監査室
取締役・会計監査人会議	毎月1回	役員（社外除く）・会計監査人
監査役・会計監査人会議	毎月1回	常勤監査役・会計監査人
内部監査室・会計監査人会議	毎月1回	内部監査室・会計監査人
管理担当取締役・常勤監査役会議	毎月1回	管理担当取締役・常勤監査役
管理担当取締役・社外取締役定例報告	毎月1回	管理担当取締役・社外取締役
三様会議	四半期毎	監査役・内部監査室・会計監査人